

# 報 道 資 料

平成24年7月20日  
総務部総務課  
県政情報係 新谷、石田  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2349、2388

## 奈良県情報公開審査会の第143号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第149号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成24年7月18日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：奈良県〇〇署〇〇警部補がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票(ただし、保存・保管年限を過ぎたものを除く)。なお、違反行為の内容が確認できれば結構です。日時・場所等取締上支障となる情報や違反者氏名等個人に関する情報は不要です。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示決定
  - 不開示理由：条例第10条に該当
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### 1 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の警察官がこれまでに告知した交通違反に関する全ての告知票である。

告知票とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第126条に基づき、警察官が、反則者があると認めるときに、「居所又は氏名が明らかでない」又は「逃亡するおそれがある」場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が反則金の納付に係る通告を受けるための出頭の期日及び場所を告知するための書面である。

#### 2 本件行政文書の条例第10条該当性について

審査請求人は、存否応答拒否を根拠とする行政文書不開示決定には理由がなく、不開示決定を取り消すべきであると主張する。

これに対し、諮問実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示決定した本件決定は妥当である旨主張しているので、以下検討する。

##### (1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件開示請求は、特定の個人の名を挙げて、かつ、当該特定の個人が警部補の階級にあるとの認識を示して行われたものであるため、本件行政文書の存否の事実を明らかにすれば、警部補の階級にある当該特定の個人が存在するか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

##### (2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、諮問実施機関及び実施機関の職員以外の県の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が

公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警察職員のうち、警部補以下の階級にある職員及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、ただし書アに該当しない。

さらに、本件存否情報は、ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

以上のことから、本件存否情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。したがって、本件開示請求については、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものでない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	7月	1日		
② 決定	平成23年	7月	14日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成23年	7月	16日		
④ 諮問	平成23年	7月	29日		
⑤ 経過	平成24年	3月	16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月	15日	第153回審査会	審議
	平成24年	5月	31日	第154回審査会	審議
	平成24年	6月	26日	第155回審査会	審議